

## 第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

### 第1章 政策担当部局からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的な紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和7年度には、委員会において次のとおり政策担当部局から関係分野に関する情報収集等を行った。

#### 政策担当部局からのヒアリング

##### 1 令和7年6月12日 第251回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号。以下「改正事業法及び改正NTT法」という。）について説明を受け、意見交換を行った。

##### 説明の概要

改正事業法及び改正NTT法について、資料に基づき説明があった。

##### 【法改正の背景等】

- ・ NTTの公共的な役割を踏まえ、NTTの在り方などについて、令和6年2月の情報通信審議会での一次答申を受け、同年4月の「日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第20号）で措置。
- ・ さらに、令和7年2月に最終答申を受け、継続検討とされた下記の事項について、同年5月の改正事業法及び改正NTT法で措置。
  - ユニバーサルサービスの確保
  - 公正競争の確保
  - 国際競争力の確保
  - 経済安全保障の確保
  - NTTに関する規律の担保措置等

##### 【改正事業法及び改正NTT法の概要】

- ① ユニバーサルサービスの確保
  - ・ NTTの電話の「あまねく提供責務」を見直し、電話・ブロードバンドともに、複数事業者が連携して全国をカバーする「最終保障提供責務」を新設。
  - ・ 責務を担うのは、申請により指定を受けて交付金を受ける指定事業者がいる地域ではその者、指定事業者がいない地域ではNTT東西が担い、責務の履行に当たっては、無線（モバイル網）の積極的な活用も可能。

- ・ 最終保障提供責務を履行する際、ケーブルテレビ事業者など近隣の電気通信事業者との協力に関する協定等の締結に関する協議が整わない場合等について、委員会によるあっせん・仲裁等の事務を追加。
  - ・ この改正の背景として、令和17年に維持限界を迎えるメタル回線を撤去しなければならないが、同年の時点で500万回線残る見込み。これらの利用者を早く代替サービスに移行させることが必要。
- ② NTT東西の業務範囲規律の見直し
- ・ NTT東西の本来業務を、県内通信を扱う業務に限定する県域業務規制は撤廃するなど、業務範囲の規制を緩和。
  - ・ NTT東西の業務規制緩和等による公正競争上の弊害を抑止するセーフガード措置として、累次の公正競争条件の法定化やグループ内の大規模事業者との合併をした場合は登録の更新を要することとする等の規定を整備。
- ③ 通信インフラの維持・確保
- ・ 基地局用の鉄塔等を携帯電話事業者に貸し出す事業を行う、いわゆる「インフラシェアリング事業者」について、適正・公平な利用等を担保した上で、土地等の使用に係る公益事業特権を付与。
  - ・ インフラシェアリング事業者と携帯電話事業者又は土地所有者間の協議が整わない場合等について、委員会によるあっせん・仲裁等の規定を整備。
- ④ 電気通信番号制度の見直し
- ・ 番号使用計画の認定の欠格事由に特殊詐欺犯（詐欺罪等）を追加。

### 委員会等の主な質問・コメント等

#### <委員会>

- 【1】NTTと他の電気通信事業者が、モバイル網を利用することで無線環境になれば、どの事業者がどのエリアをカバーしているか曖昧になるのではないか。各事業者のエリア把握に関するルールは定められているのか。
- 【2】メタル固定電話の回線数が令和17年に約500万残ると想定されていると思うが、今回の改正によりこの数字はどのぐらい改善される見通しか。
- 【3】ユニバーサルサービスに係る交付金について、その責務の範囲、対象者等が変わることによって、交付金の算定の考え方に何か見直しがあるか。また、近隣の電気通信事業者が負う「円滑な提供に必要な協力をする義務」について、協力の具体的範囲は定められているのか。
- 【4】グループ内事業者との合併について登録の更新において確認するとのことだが、その位置付けはどのようなものか。日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)はNTTについての一種の会社法であり、直接合併に国の承認を要する形式も可能だと思われるが、なぜ登録の更新において確認という形式を採用したのか。

**【5】** インフラシェアリング事業者は電気通信事業者ではないが公益事業特権を付与されることで、電気通信事業者と同様に外資規制や経済安全保障上の問題が生じるのではないか。

<担当部局>

**【1】** 市町村単位でどの事業者がサービス提供しているかを一覧できる仕組みである「基礎的電気通信役務台帳」を新たに整備。

**【2】** 最終答申において、NTTに対し移行計画の策定を要請しており、代替サービスの内容や既存のメタル回線からの移行方法についての整理を要求。具体的な数値は、その整理の中で明らかになる見込み。

**【3】** 交付金の算定方法については、国民負担と事業者負担のバランスを考慮し、施行までの2年間で具体的に検討予定。協力の具体的な範囲については、現時点では定められていないが、最終保障提供責務を履行する場面ごとに設備の状況や地域状況が異なるため、ケースバイケースとなる（主に場所や設備の貸与等がメインになると想定。）。

**【4】** グループ内合併に係る登録の更新制度は、電気通信事業法に基づく参入規制に関する規律であり、一定の市場シェアを持つ事業者が他の大規模事業者を吸収することによる競争への影響を防止するものであり、NTTについても、NTTに対する規制ではなく、一定のシェアを持つ事業者への競争上の規律として導入。

**【5】** インフラシェアリング事業者への外資規制については、現行では外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)による個別投資審査が基本。まずはその適切な運用により対応し、今後については引き続き検討。

## 2 令和7年9月19日 第254回委員会

総合通信基盤局から「接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

### 説明の概要

「接続料の算定等に関する研究会第九次報告書の概要」について、資料に基づき説明があった。

- ① モバイル接続料のさらなる適正化の推進
  - ・ 音声伝送役務とデータ伝送役務間の費用配賦見直しの検証を実施。
  - ・ 無形固定資産及び試験研究費の配賦の見直し等に対応するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則及びMVNOガイドラインを改定。
  - ・ 令和6年度届出接続料の検証を踏まえ、予測値の算定方法、原価、利潤及び需要の適正性の確保等について検討。
  - ・ 空中線設備は、鉄塔、鉄柱等とアンテナ等の割合に関する追加の検証を行い、今後の配賦方法について検討すること、番号ポータビリティ転送機能は、IP網移行により利用されなくなったため、アンバンドル機能から削除することを検討することが適当。
- ② MNOとMVNOのイコールフットイングの確保
  - ・ MVNOから要望が寄せられたMNOのサービス等について、検証を行う合理性を議論の上、検証を実施。
  - ・ NTTドコモの「ahamo」、KDDIの「UQ mobile コミコミプラン+」、ソフトバンクの「Y! mobile シンプル2M」は、いずれも「接続料等」が「小売料金」を下回っており、利用者料金と接続料等との関係は価格圧搾による不当な競争を引き起こすものではないことを確認。
- ③ 卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証）
  - ・ 接続との代替性が不十分とされているNTT東西の光サービス卸について検証の評価を実施。
  - ・ 卸料金と接続料相当額の中長期的な連動性に関するデータ等の提出は、卸料金の透明性の向上に一定の寄与があったと評価する一方で、NTT東西による開示データの充実については引き続き検討が必要であり、今後NTT東西において今回の指摘を踏まえた情報開示を更に進めることが重要。
- ④ 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸電気通信役務等の協議の適正化等）
  - ・ 特定卸電気通信役務制度について、料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況、卸元事業者・卸先事業者間の協議状況、事業者間協議の円滑化に資する追加的な措置等について検証。
    - 現時点において、追加的な制度的対応は不要。ただし、今後協議が十分に進展した等と認められない場合、追加的な措置の検討が必要。
    - NTT東西は営業費相当額に係る情報を総務省に提供し、引き続き研究会において議論することが適当。

- ▶ ひかり電話ネクストは、特定卸電気通信役務の対象から除外せず、今後、必要に応じて改めて検討が必要。

⑤ 関門系ルータ交換機能の接続料の算定方法

- ・ 関門系ルータ交換機能（I P o E方式で接続する場合）のゲートウェイルータの利用中止費に係る経過措置について、引き続き維持すべきか検討。
- ・ NTT東西による単県P O Iの増設等が継続する見通しであり、NTT東西による単県P O Iの増設完了後に改めて経過措置の必要性を検討することが適当。

⑥ 「トラヒック・ポンピング」への厳正な対処

- ・ 「トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン」を策定し、同ガイドライン公表後の取組把握のため、関係事業者へのヒアリングを実施。
- ・ 技術的又は経済的事項に係る重大な接続協定違反がある場合であって、正当な理由なく是正の求めに応じないときは、接続拒否ができるように、電気通信事業法施行規則の一部を改正。
- ・ トラヒック・ポンピングの状況について注視し、必要に応じてガイドライン等の見直しの検討等を行うことが適当。

### 委員会等の主な質問・コメント等

#### <委員会>

【1】単県P O Iに係る経緯、背景等について教えていただきたい。

【2】（【1】に関連して、）全国につながる接続ポイントではなく、地域の事業者が、県内で接続する単県P O Iを利用することにより費用が下がったという前提か。全国P O Iから抜けた部分を他の事業者へ負担させることが妥当でないため、移行措置が取られているのという理解でよいか。

#### <担当部局>

【1】NTT東西は、接続ポイントとして全国P O Iと単県P O Iの両方を用意しているが、県間の通信費を払わなくて済む単県P O Iの増設を推進。平成30年の電気通信事業法施行規則等の改正により、関門系ルータ交換機能の接続料の設定方法が網使用料方式に変更され、全国P O Iから単県P O Iへ移行した際の利用中止費が接続事業者全体に均等に負担を求める形。ただ、一部の事業者の移行によって他の事業者の負担が増えることは適切ではないため、利用を中止した事業者が利用中止費を負担するという経過措置を容認。単県P O Iの増設が進み事業者の移行が落ち着けば、原則どおり網使用料方式で各事業者が接続料を負担する形に戻せるという見通し。

【2】データ量・トラヒック量が多い事業者においては、NTT東西の県間接続料を支払うより、単県P O Iを利用して自前で県間ネットワークを構築した方が優れた費用対効果。I P o Eは基本的に全国につながるサービスであるため、このような大口事業者が単県P O Iを望むケースが存在。こうした

大口事業者がブロックPOIや全国POIから単県POIに移行する際、多額の利用中止費が発生するため、移行した大口事業者が利用中止費を負担せず、引き続き全国POI等を利用する事業者が広く負担する形になると、残された事業者にとっては自分たちが利用中止したわけではないのに大きなコストを負担させられることになるという不公平な状況。このため、利用中止した事業者が利用中止費を負担するという経過措置を維持している。経過措置の終了時期については、NTT東西による単県POIの敷設終了時、大口事業者の単県POIへの移行状況を見ながら検討していく。

### 3 令和7年11月27日 第256回委員会

総合通信基盤局から「価額競争の実施に関する検討状況等について～5Gの更なる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数割当てについて～」の説明を受け、意見交換を行った。

#### 説明の概要

「価額競争の実施に関する検討状況等について～5Gの更なる普及に向けたいわゆるオークションによる周波数割当てについて～」について、資料に基づき説明があった。

① 携帯電話インフラの現状

② 終了促進措置等の状況

③ 価額競争の実施に向けた検討状況

- ・ 令和7年の電波法改正及び利用意向調査の結果等を踏まえ、26GHz帯の価額競争による早期割当てに向け、価額競争の実施方法を検討。
- ・ 26GHz帯のうち、既存の無線局との共用可能性が高い周波数帯が今回の価額競争の対象。
- ・ 割当区域は、全国枠と地域枠を1枠ずつ設ける。
- ・ 新規事業者・地域事業者の参入を促進するための措置として、地域枠は、新規事業者・地域事業者の専用枠とする。
- ・ 26GHz帯の価額競争の方式は同時時計オークションとする。
- ・ 競り上げ幅は最低落札価額の20%以内の額を各ラウンドで同額ずつ引き上げる。
- ・ 地域枠のみ暫定落札の撤回を認める。
- ・ 最低落札価額は、周波数の経済的価値や現行の特定基地局開設料の最低金額の算定方法を基本としつつ、国内外の事情も勘案して柔軟に設定する。
- ・ 地域枠については、割当区域に応じて、全国枠の最低落札価額に、経済規模や人口等の地域性を反映できる指標を乗じて算定する。
- ・ 保証金の額は最低落札価額の5%から10%程度とする。納付手続に係る負担を軽減する観点から、現金以外の納付方法についても選択可能とする。
- ・ 競争阻害的な行動を抑止するため、次の3点を確保する。
  - 複数の事業者による共同入札の禁止
  - 入札者間での価額競争に関する情報交換や取決めの禁止
  - 個別入札者の特定に係る情報は非開示とする適正な情報開示
- ・ 参加者及び落札者が満たすべき条件は、下記のとおり。
  - 現行の特定基地局開設制度の開設指針における絶対審査基準を基本としつつ、無線設備の安全・信頼性、サイバーセキュリティ対策等、必要最小限の事項を設定。
  - 無線局の開設の期限については、機器の普及のため、認定日から一定程度の期間を設定。
  - 全国枠について、全国各地域の整備を促進するための一定の条件を設定。

## 委員会等の主な質問・コメント等

### <委員会>

- 【1】入札参加者の資格条件を満たしている者が入札した後、その周波数の2次利用は認められているか、また、利用の仕方によって周囲に悪影響を与えた場合のペナルティなどはあるか。
- 【2】最低落札価額と競り上げについては、最低価額から20%程度ということだが、入札価額が非常に高くなって、例えば特定の者に集中していくような懸念については、検討会でも検討しているのか。
- 【3】情報交換等の禁止とは、談合やカルテルの防止と同じようなことだと思われるが、仮に落札まで行い、ある程度事業をした後に、談合など違反が発覚した場合、どこまでこれが有効なペナルティになるのか。
- 【4】（【3】に関連して、）一般的な談合等の場合、談合によってある程度利益を得たであろう部分の金額を算定して課徴金などペナルティを課すなどの考え方もあると思うが、今回の場合は、なじまないのか。
- 【5】参入促進措置により、地域枠で落札した事業者を大手事業者が買収することはあり得るのか。
- 【6】26GHz帯は、幅広く中小事業者も含めて募ることが前提になっている一方、価額競争にフォーカスした形で作り上げていないか。中小事業者や新規事業者の参入障壁として、価額が上がるのが想定されるが、その対策として、地域枠における周波数の置き置きだけで対応するのか。

### <担当部局>

- 【1】基本的に電波法上、2次利用は認めておらず、今回の価額競争においても同様のルールが適用される。また、他の無線システムとの干渉調整等が必要な際は、混信対策をしっかりと行うことを参加資格の条件などルールの中で策定していく。
- 【2】今回の価額競争の対象となる26GHz帯は、これから利用が進むことが見込まれる周波数帯であるため、特定の者への周波数の集中等については、今回は特に条件は設けずに、使いたい者に価額競争に参加していただきたい。一方、地域枠は、地域事業者・新規事業者向けの専用枠とし、一定の参入促進措置を講じることによって、特定の者への周波数の集中も一定程度回避できる面もある。
- 【3】談合等の不正行為が発覚した場合は、価額競争の参加資格を無効とする。価額競争終了後の落札者に対する周波数の割当ての認定の取消しも、この価額競争のルールの中で設けたい。また、保証金を返還しないという措置も併せて講じたい。

- 【4】不正行為の内容等によって講じる措置は変わってくる。課徴金はないが、価額競争でいわゆる不正な行為があった場合は、電波法に罰金等の罰則の規定があるため、そのような規定も必要に応じて適用するということが考えられる。
- 【5】地域枠で落札した事業者の大手事業者による買収も想定しており、そのような買収を禁止するルールも設けたいと考えている。例えば、大手事業者と親子関係にある事業者が、当該大手事業者のみのために落札する行為を禁止する等を検討している。
- 【6】諸外国の参入促進措置の一つに、いわゆる取り置きと呼ばれる専用枠の設定がある。今回、新規事業者・地域事業者による参入を確実に確保するという観点から、この措置を講じることにした。そこは大手事業者が応札できないため、それによって一定程度は担保されるのではないかと。ただ、価額競争は今回が初めてで、また今回で終わりではないため、この結果も踏まえ、次の価額競争につなげたい。

#### 4 令和8年2月19日 第259回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート」の説明を受け、意見交換を行った。

##### 説明の概要

「電気通信事業分野における市場検証（令和6年度）年次レポート」について、資料に基づき説明があった。

##### 1. 電気通信事業分野における市場検証の概要

##### 2. 電気通信事業分野における市場動向の分析結果

市場動向の分析に係る重点的検証項目（以下の①）、定期的・継続的に行っている実態把握の項目（以下の②から⑥まで）について検証を実施。

- ① 非電気通信サービスとの連携による「ポイント経済圏」構築・拡大による移動系通信市場への影響（重点的検証項目）
- ② 代替性の分析
- ③ 移動系通信市場
- ④ 固定系通信市場
- ⑤ 法人向けサービス市場
- ⑥ 研究開発競争の状況把握

##### 3. 電気通信事業者の業務の適正性等の確認結果

電気通信事業法に基づく禁止行為規制や、これまでの各関係事業者に対する各種要請文書で記載された検証項目に基づき、検証を実施。

- ① 客観的・定量的なデータ等に基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証（重点的検証項目）
- ② 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認
- ③ NTTグループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認
- ④ 情報漏えいリスク、国際情勢を踏まえたサービス提供継続に対するリスク、その他の各事業者において重要リスクとして定めるものへの対応等のモニタリング
- ⑤ 未指定事業者に対するグループ内事業者への優先的な取扱い等についての把握・検証
- ⑥ その他の法令・ガイドライン等の遵守状況の確認（電柱の貸与に関する取組の実施状況の確認）

##### 4. その他、電気通信事業法による市場検証の法定化、「電気通信事業分野における競争状況等の調査及び評価の実施に関する方針」の概要

##### 委員会等の主な質問・コメント等

<委員会>

【1】ポイント経済圏についての利用者アンケートでは、メインの携帯電話の契約時にはポイント経済圏が事業者選択に影響する一方、利用継続には影響が見られなかったということだが、一旦利用を開始すると、一般的に囲い込み効果が想定されるところ、この点に関し、何らかの議論や推測がなされてい

るか。

- 【2】モニタリング結果の概要について、KDDIの事案は設備関連業務以外の業務で発生したものと承知しており、同様の不正が他の子会社等で生じる可能性について懸念している。今後、この分野を重点項目として把握・監視していく方針はあるか。
- 【3】業界では設備関連業務以外の業務の委託先としてグループ会社を選択される傾向にあるとされるが、当該傾向が、価格転嫁が進んでいないことに影響していると考えてよいか。
- 【4】個人向けの音声通話について、携帯電話の通話定額プランとLINE通話が代替的であると認識されていないと判断されたということであったが、令和5年度と6年度の間で技術面の大きな変化があったのか、あるいはアンケート結果が閾値付近であったため、数値のわずかな差によって判断が分かれたのか。
- 【5】今後、MNO3社による市場構造が中長期的にどの程度変化すると見込んでいるのか。また、その見通しの根拠としては、従来のシェアに基づいた結論なのか、他の要因はあるか。
- 【6】国際競争力の強化に向け、総務省として何らかの取組を促す予定があるのか。また、国際競争力強化の影響については、どのような指標で検証される予定なのか。

#### <担当部局>

- 【1】アンケート結果については、単年の結果であるため精緻な議論には至っていない。利用者の属性によって受け止め方が異なる可能性が示唆されるため、今後継続的に見ていくことで中長期的な見方も出てくるのではないかと。
- 【2】電気通信事業法では、電気通信事業に係る管理に関する規定を設け、ガバナンスを確認する体制を制度上も担保している。まず各社における適切性の確保に関する取組状況をフォローすることが重要と考える。電気通信事業に係る業務委託や業務の適正性についても継続的に確認することは重要であるため、情報通信行政・郵政行政審議会での議論も踏まえつつ、引き続き適切にフォローしていく。
- 【3】特定の委託先が問題ということではないが、業界の商慣行により、代理店や通信設備建設事業者など様々な委託先が存在しており、こうした実態を踏まえその委託の透明性を確保することが重要と考える。各社からの報告も踏まえつつ、業界全体として価格転嫁対策を進める必要があり、情報通信行政・郵政行政審議会での議論を通じて適正な価格転嫁の取組を進めていきたい。
- 【4】令和5年度と6年度の間で技術的に大きな変化があったとは認識しておらず、判断の差はおそらくアンケート結果の数値によるものと思われる。サービス内容や価格設定の変化によっても利用者の認識が変わる可能性もある。

るため、継続的に、また精緻な条件を付して精査する必要性についても整理していききたい。

**【5】** 中長期的な変化は、環境次第で変わり得るものの、緩やかな変化が続くと見込まれる。要因として、価格競争が依然激しく、各社が他社に追随する状況が続いているため、MNO 3社による市場構造に劇的な変化があるとは捉えていない。他方、サービスや品質等が競争環境に影響する可能性もあるため、今後も動向を注視していききたい。

**【6】** 国際競争力の強化は重要な課題と認識しており、総務省としては、研究開発資金に対する支援や事業者の海外展開の促進のための様々な支援に取り組んでいる。国際競争力に関する具体的な指標については、来年度の評価に向けて検討中であるが、政府全体の成長戦略等と足並みを揃えつつ指標の検討を進めていききたい。

## 第2章 委員会の認知度等に関するアンケート調査

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した、委員会の認知度等に関するアンケート調査の結果概要について、令和7年7月24日に開催した第253回委員会において、事務局から説明を受け、意見交換を行った。

### 【説明の概要】

#### 1 目的等

##### (1) 目的

委員会の認知度を把握するとともに、その認知度、利用向上に向けた方策を検討する。

##### (2) アンケート対象

地方電気通信事業者※<sup>1</sup>（108社）、三号事業者※<sup>2</sup>（109社）、MVNO（39社）

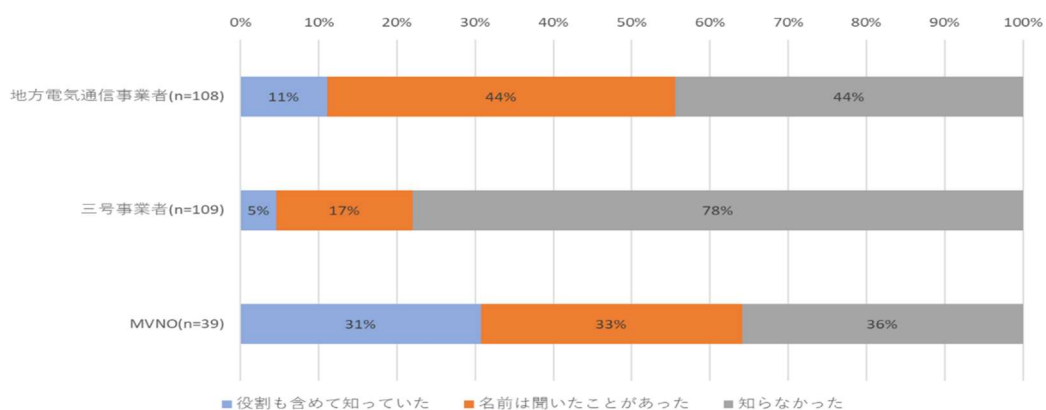
※1：東京近辺（一都三県）以外の地域に本社を置くISP・CATV事業者

※2：「電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業」を営む者（例：配信サーバのみを設置して、動画、音楽、ゲーム等のコンテンツを提供する事業者（コンテンツ配信事業者））

#### 2 調査結果

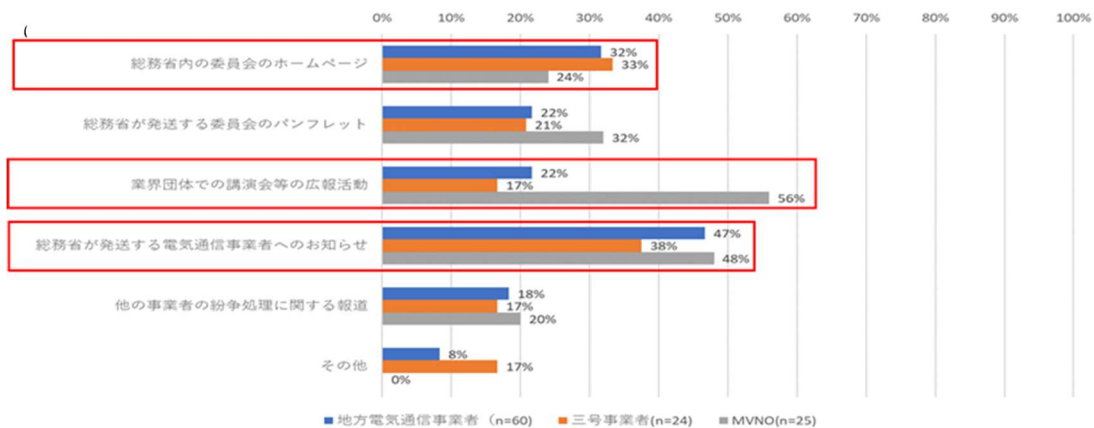
##### (1) 委員会の認知度

- 委員会の「役割も含めて知っていた」又は「名前は聞いたことがあった」の回答割合の合計は、MVNOが60%強、地方電気通信事業者が50%強であるのに対し、三号事業者は20%程度にとどまる。



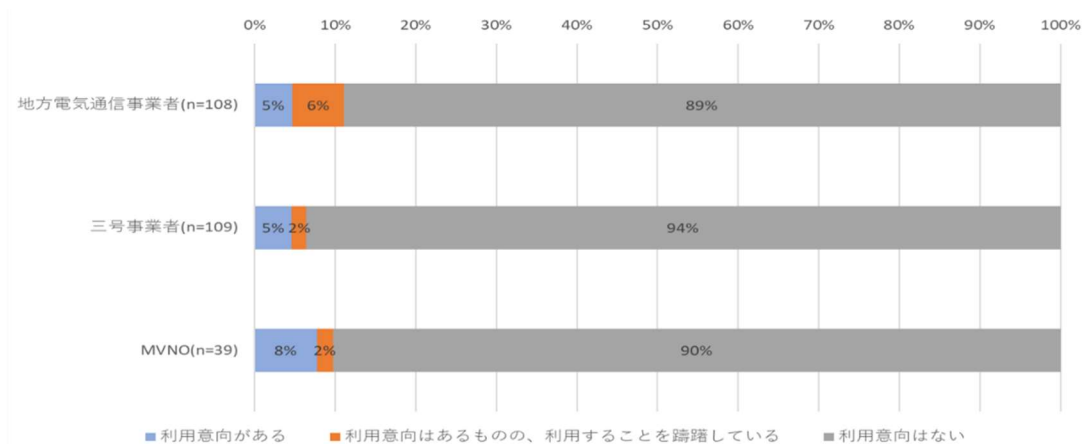
## (2) 委員会を知った経緯

- ・地方電気通信事業者及び三号事業者は「総務省が発送する電気通信事業者へのお知らせ」、「総務省内の委員会のホームページ」の順で回答割合が高いが、MVNOは「業界団体での講演会等の広報活動」、「総務省が発送する電気通信事業者へのお知らせ」の順で回答割合が高い。
- ・以上の結果については、「総務省が発送する電気通信事業者へのお知らせ」は総務省から連絡が取れる届出電気通信事業者に広く送付されているものであること、MVNOは過去の業界団体の会合において、委員会事務局から多く説明を行っていることが反映されている可能性がある。



## (3) 委員会の利用意向

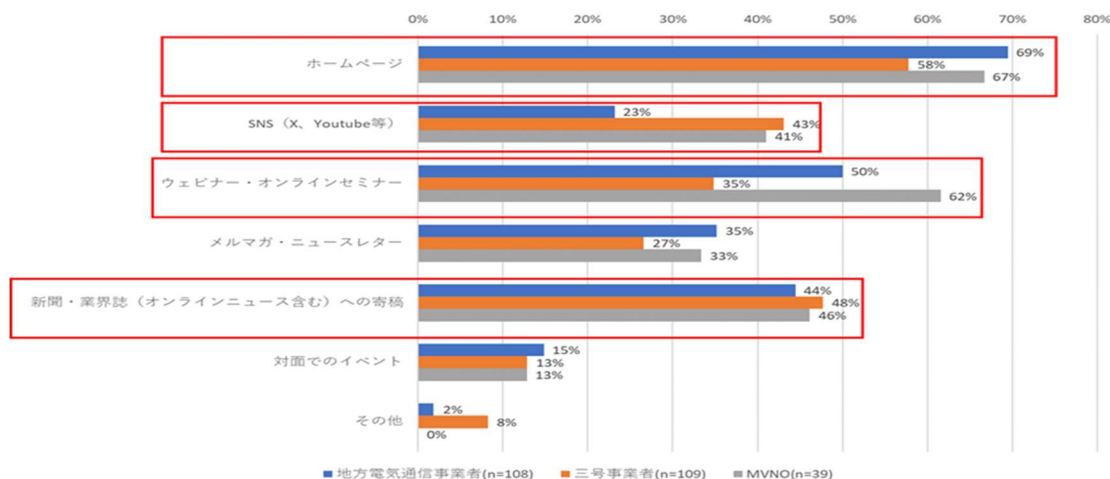
- ・「利用意向がある」又は「利用意向はあるものの利用することを躊躇している」の回答割合の合計が、地方電気通信事業者及びMVNOでは10%程度、三号事業者では7%存在。
- ・このうち、地方電気通信事業者については、「利用意向はあるものの利用することを躊躇している」の回答割合が他の業態と比べやや高くなっている。
- ・委員会の利用意向がない理由の大半は、紛争が発生していない等、利用の事由自体が存在しないことに起因するものであるが、委員会に対する理解が深まれば利用につながるような回答も一定数存在。



地方電気通信事業者		三号事業者		MVNO	
分類	自由記述の内容	分類	自由記述の内容	分類	自由記述の内容
紛争・問題が発生していない(14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状特に問題がないため</li> <li>・今と、紛争等が発生していない</li> </ul>	紛争・問題が発生していない(11)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用する事案がない</li> <li>・現状、紛争が発生しておらず、利用する内容がない</li> <li>・トラブルが発生していない</li> </ul>	紛争や相談の必要がない(8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん・仲裁、相談が必要な事象がないため</li> <li>・紛争に当たる事項がないため</li> </ul>
利用対象案件が存在しない(10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用する案件がないため</li> <li>・現在対象とする事案がない</li> </ul>	必要性を感じていない・困っていない(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性を感じる状況が発生していない</li> <li>・現状特に困っていることはない</li> </ul>	認知していない・選択肢になかった(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用してみようと思いつかなかったため</li> <li>・存在を知らなかった</li> </ul>
必要性を感じない(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性を感じなかった</li> <li>・必要になったことがないため</li> <li>・困っていないため</li> </ul>	制度・利用条件が不明(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何をしてくれるか理解できていない</li> <li>・どのような場合に利用できるのか想像がつかない</li> <li>・よくわかっていないため、さらに情報収集をしてから検討したい</li> </ul>	機会があれば利用(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機会があれば利用したい</li> <li>・今後L2接続等の直接契約を行う場合は利用を検討したい</li> </ul>
委員会に対する認知・理解不足(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会に対する知識がない</li> <li>・わからないから</li> </ul>	対象外・担当外(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の業務範囲では当てはまらない</li> <li>・サービスを終了したため</li> </ul>	サポート内容が不明(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的に何をしてもらえるか不透明</li> </ul>

#### (4) 委員会の認知度向上・利用促進に向けて有効とされる情報発信手段

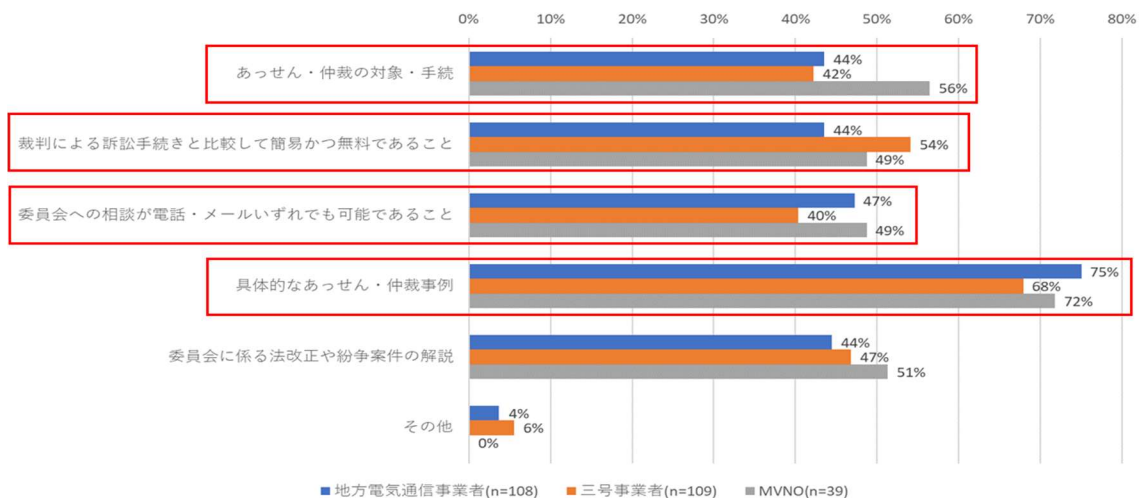
- ・地方電気通信事業者、三号事業者及びMVNOともに「ホームページ」の回答割合が最も高い。
- ・これに、地方電気通信事業者及びMVNOは「ウェビナー・オンラインセミナー」が、三号事業者は「新聞・業界紙（オンラインニュース含む）への寄稿」、「SNS（X、YouTube）等」が各々次ぐ。



#### (5) 委員会の認知度向上・利用促進のために情報発信すべき内容

- ・地方電気通信事業者、三号事業者及びMVNOともに、「具体的なあっせん・仲裁事例」の回答割合が最も高い。
- ・これに、地方電気通信事業者は「相談が電話・メールいずれでも可能であること」が、三号事業者は「裁判による訴訟手続きと比較して簡易かつ無料であること」、MVNOは「あっせん・仲裁の対象・手続」が各々次ぐ。
- ・以上の結果については、地方電気通信事業者は委員会所在地から遠方に所在すること、三号事業者は委員会認知の低さ、MVNOは委員会利用を念頭に

おいた具体的な情報へのニーズが反映されている可能性がある。



※ 図表は第253回委員会（令和7年7月24日）事務局説明資料からの抜粋

### 第3章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

#### 1 事業者団体との連携、顔の見える周知

令和7年度においては、顔の見える周知を更に強化することとし、前年度に増して、事業者団体と連携して、事務局職員が、各団体開催の会合において委員会業務の説明等を積極的に行った。

##### (1) 全国規模の事業者団体との連携

(一社)テレコムサービス協会と連携し、令和8年2月4日に開催された同協会の第46回MVNO委員会において、電気通信事業者(MVNO)に対し、委員会の機能やあっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の状況、事業者等相談窓口、紛争処理機能の拡充に係る制度改正、最新の紛争処理事案など委員会の最新動向について説明を行うとともに、情報交換等を実施した。さらに、MVNO委員会には事務局職員が継続的に参加し、より円滑に情報交換や相談等を行える関係の構築等に努めた。

##### (2) 首都圏以外の事業者団体支部との連携

首都圏以外の事業者団体支部と連携し、各団体開催の会合において、委員会の業務について説明を行うとともに、情報交換を実施するなどした。

実施日・場所	説明を行った会合の名称
令和7年 5月21日 広島県広島市	(一社)日本テレコムサービス協会中国支部通常総会
令和7年 6月 5日 愛知県名古屋市	(一社)日本テレコムサービス協会東海支部通常総会
令和7年10月23日 愛媛県新居浜市	(一社)日本ケーブルテレビ連盟四国支部オータムセミナー2025 (オンライン講演)
令和7年11月25日 沖縄県糸満市	(一社)日本ケーブルテレビ連盟九州支部トップセミナー2025 in 沖縄

## 2 電気通信事業者等への幅広い周知

委員会の扱う紛争の範囲及び当事者が多様化している中であって、より多くの電気通信事業者等に対する委員会活動の幅広い周知に取り組む必要があるため、令和7年度においては、積極的に総務省公式SNSを活用し、委員会の模様や相談窓口等について紹介を行うことで周知活動の強化を図った。

また、電気通信事業を営むため電気通信事業法の規定により総務大臣に届出をした全国の電気通信事業者に対して、所管部局に依頼して、委員会の機能や相談窓口等を記載した資料の送付を令和7年度においても継続して行った。加えて、委員会業務に関連する主な事業者団体に対しても、事務局から、同様に委員会の機能等を周知する資料を送付した。

## 3 総合通信局等と連携した周知

地方の電気通信事業者等における委員会の認知度向上を図る上で、総務省の地方支分部局である総合通信局等が果たす役割は大きいことから、総合通信局等と連携した周知にも積極的に取り組む必要がある。

このため、令和7年度においても、総合通信局総務課長等会議等、様々な機会を捉え、総合通信局等に対し、委員会の周知用リーフレットの各管内電気通信事業者等へのより積極的な展開や、その事業者等に対する委員会業務の周知機会の更なる設定などについて、重ねて協力依頼を行った。

加えて、総合通信局等のメールマガジン等への委員会情報の掲載を行ったほか、総合通信局等が参加するセミナーにおいて委員会のリーフレットの配布や委員会業務の説明を実施した。さらに、総合通信局等の管轄区域ごとに情報通信分野の産・学・官が参画して設立された情報通信懇談会等の会員向けメールマガジンへの委員会情報の掲載を行うなど既存のネットワークを積極的に活用し、幅広い関係者に対して効果的な情報発信を行った。

## 4 学界と連携した周知

情報通信学会と連携し、令和8年3月24日に開催された同学会2025年度第2回情報通信経済法学研究会において、同学会会員等に対して、委員会の設立からの経緯、機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の状況・事案等、委員会業務の説明等を行った。

## 第4章 委員会に関する制度改正

令和7年5月、第217回国会で成立した「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」(同月28日公布)により、次のとおり委員会の業務範囲が拡大されることとなった。

これを踏まえ、拡大される業務ごとの施行の日までに、委員会決定等の整備を行うべく準備を進めている。

### (1) 認定鉄塔等提供事業（インフラシェアリング事業）に係る紛争処理（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

本改正により、鉄塔等提供事業者（電気通信事業用の鉄塔等を携帯電話事業者等に提供する事業を行う者）が、総務大臣の認定を受けた場合には、土地収用法（昭和26年法律第219号）の手続よりも簡易な手続で、他人の土地等の使用権の設定等を受ける権利（公益事業特権）の付与を受けることができることとなる。

この総務大臣の認定を受けた認定鉄塔等提供事業者と携帯電話事業者等（回線設置電気通信事業者）の間において、電気通信事業用の鉄塔等を提供する役務（認定鉄塔等提供役務）の提供に関する契約の締結に当たり、次の①～③についての当事者からの申請によるあっせんに係る事務及び次の③についての当事者双方からの申請による仲裁に係る事務が委員会に追加される。

- ①当該認定鉄塔等提供事業者が協議に応じないとき
- ②当該協議が不調であるとき
- ③当該契約の締結に関して当事者が取得・負担すべき金額又は提供条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わないとき

また、認定鉄塔等提供役務の提供に関する命令、認定鉄塔等提供役務の提供に関する裁定等に係る諮問に対する審議・答申に係る事務が委員会に追加される。

### (2) 最終保障提供責務に係る紛争処理（公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行）

本改正により、電話及びブロードバンドに係る基礎的電気通信役務の提供について、複数の事業者が連携して全国をカバーする最終保障提供責務が設けられることとなる。これにより、この責務に基づき提供される基礎的電気通信役務（以下「最終保障電気通信役務」という。）の提供場所の近隣電気通信事業者には最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力をする義務が課される一方で、基礎的電気通信役務の提供をする他の電気通信事業者がいないとき

には最終保障電気通信事業者が当該提供の義務を負うこととなる。

この最終保障電気通信事業者と近隣電気通信事業者との間において、最終保障電気通信役務の円滑な提供に必要な協力に関する協定等の締結に当たり、次の①～③についての当事者からの申請によるあっせんに係る事務及び次の③についての当事者双方からの申請による仲裁に係る事務が委員会に追加される。

- ①当該近隣電気通信事業者がその協議に応じないとき
- ②当該協議が不調であるとき
- ③当該協定等の締結に関して当事者が取得・負担すべき金額又は協力の条件  
その他協定等の細目について当事者間の協議が調わないとき

また、最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する命令及び最終保障電気通信役務の円滑な提供のための協力に関する裁定に係る諮問に対する審議・答申に係る事務が委員会に追加される。